

熊本県営住宅条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人の連署のない
請書の取扱いに関する事務取扱基準

(この事務取扱基準の目的)

第1条 この事務取扱基準は、熊本県営住宅条例(昭和35年熊本県条例第11号。以下「条例」という。)第9条第1項第1号に規定する「連帯保証人の連署のない請書」の提出に関する要件や手続等について定めることを目的とする。

(連帯保証人の連署のない請書の提出に関する要件)

第2条 条例第9条第1項第1号に規定する「当該請書を提出することができない特別の事情がある場合で知事がやむを得ないと認めるとき」とは、入居決定者が努力を尽くしたにもかかわらず、同号に規定する連帯保証人1人の連署する請書を提出できない場合で、次に掲げる要件をいずれも満たす場合をいう。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定する住宅扶助を給付されており、同法第37条の2の規定により保護の実施機関(以下、「福祉事務所」という。)が直接県に県営住宅使用料相当額の金銭の支払(以下、「代理納付」という。)をすることに同意すること。

(2) 身元引受人1人を届け出ること。ただし、これにより難しい場合にあっては、緊急連絡先等に関する県から福祉事務所への照会に同意すること。

(3) 代理納付が停止された場合に、条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人1人の連署する請書を提出することについて誓約すること。

(連帯保証人の連署のない請書の提出に関する手続)

第3条 入居決定者は、連帯保証人の連署のない請書を提出する場合、次の各号に掲げる書類を併せて知事に提出しなければならない。

(1) 身元引受人調書(別記第1号様式)(前条第2号ただし書きに該当する場合にあっては、同意書(別記第2号様式))

(2) 誓約書(別記第3号様式)

(身元引受人の変更)

第4条 入居決定者は、身元引受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、身元引受人の変更を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は居所が不明になったとき。

(2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡したとき。

2 前項の規定による届出は、前条第1号の身元引受人調書の提出をもって行うものとする。

(代理納付停止時に行うべき手続)

第5条 入居決定者は、代理納付が停止された場合には、その停止の日から10日以内に条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人1人の連署する請書を知事に提出しなければならない。

2 入居決定者は、やむを得ない事情により連帯保証人1人の連署する請書の提出を前項に規定する期間内にできないときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に指示する期間内に当該手続をしなければならない。

(入居の決定の取消し)

第6条 知事は、入居決定者が第4条第1項の規定による届出を行わない場合、又は前条第1項の規定による手続を行わない場合には、県営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

2 前項の入居の決定の取消しは、当該入居決定者に書面で行うものとする。

3 第1項の規定により入居の決定を取り消された入居決定者は、知事が別に指示する期間内に当該県営住宅を明け渡さなければならない。

(住宅の検査)

第7条 入居決定者は、当該県営住宅の入居の決定を取り消され、明渡しを行うときは、知事の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居決定者が県営住宅の様様替若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置したときは、前項の検査を受けるまでに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。ただし、あらかじめ知事の承認を得て、県営住宅の様様替若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置した場合で、知事が原状回復又は撤去の必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。